

支給対象

Q1 対象となる施設はどこか

A 下記の要件をすべて満たす施設が対象となります。

【基本的要件】

神奈川県内に所在し、保険診療事業を令和7年3月31日まで行っていたこと

【施設別要件】

病院：令和6年8月1日以前に保険医療機関の指定を受けた施設に限る。

Q2 既に令和6年度以前にも支援金の支給を受けているが、令和7年度についても支給対象となるか

A Q1の対象施設については、令和7年度分についても支給対象です。

Q3 自由診療のみを扱う医療機関は支給対象か。

A 公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等の支援を目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q4 令和6年8月2日以降に要件を満たした場合、支給対象か

A 令和6年8月1日時点で要件を満たしている施設を対象としておりますので、申し訳ありませんが、今回の事業の対象外となります。

Q5 申請日時点では既に施設を閉鎖しているが、令和7年3月31日まで運営していた場合、支給対象か。

A 詳細をお聞きますので、県医療整備・人材課(TEL:045-285-0731)へご相談ください。

Q6 ショッピングモール等の中に事業所があるため、「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金」についても申請を考えているが、本支援金と、両方に申請することは可能か

A 特別高圧を受電する県内商業施設やオフィスビルに入居する中小事業者を対象とする「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金」(令和6年8月～令和7年3月を支援対象期間とするもの)を申請する事業所・施設については、本支援金に重複して申請することはできません。

申請手続き(共通)

Q7 同一法人で複数の施設を開設している場合、一括での申請はできないのか。

A 今回の病院先行申請受付については、1病院ずつの申請とさせていただきます。

Q8 紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

A 口座種別(普通・当座等)、口座名義人、フリガナ、金融機関番号、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要です。例えば、以下のような書類です。

- 口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なります)
- 口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの)

Q9 「10桁の医療機関コード又は登録記号番号」がわからない。

A 【保険医療機関】

・「14+点数表コード※+指定通知書の番号(7桁)」となっています。

※点数表コードは、医科1です。

Q10 先行申請受付期間中に申請した内容に誤りがあったことに気づいたが、どのように修正すればよいか

A 以下へ修正箇所の内容をお伝えください。

健康医療局保健医療部医療整備・人材課

物価高騰支援金担当（045-285-0731）

申請手続き(病院)

Q11 先行申請受付の対象施設は病院のみか。

A 病院のみとなります(特別高圧受電の病院も含みます)。同一法人内にて有床診療所等の運営も行っており、病院と一緒に申請したい場合は、先行受付期間終了後の通常申請受付期間に申請してください。

Q12 先行受付の申請方法は電子申請のみか。

A 先行申請受付は電子申請のみとなります。通常の申請受付期間では、郵送申請についても可能となります。

Q13 先行申請受付期間はいつまでか。

A 先行申請受付期間は令和7年3月18日(火)9時~令和7年4月18日(金)(17時)までです。同年4月末頃より、通常の申請受付期間を開始予定です。

Q14 先行申請受付期間で申請できなかった病院については、期間後、どのように申請したらよいか。

A 通常の申請受付期間に申請してください。

Q15 「病床数」には何の数字を記入すればよいか。

A 令和6年8月1日時点の「許可病床数」(医療法第27条に基づく使用許可を受けた病床数)を記入してください。ただし、令和6年8月~令和7年3月の全ての期間で休床となっている病床は除いて申請してください。

Q16 診療報酬支払通知書を紛失してしまったがどうしたらよいか。

A レセプトのオンライン請求が可能な施設は、国保連のオンライン請求システムから支払通知書のPDFデータをダウンロードする等で入手いただくか、発行元に再発行を依頼してください。

Q17 電力会社からの請求書に「特別」や「特高」の記載があるが、特別高圧受電の対象となるか

A 請求書に記載の「特別」・「特高」=特別高圧受電者とは限りませんので、必ず電力会社と締結している契約書などにより、特別高圧受電の契約を締結しているか確認してください。なお、本給付金の対象となる特別高圧電力とは契約電力が2,000kw以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上であることを指します。

その他

Q18 今回の支援金には食材料費に対する支援は含まれているか。

- A 前回(令和6年度(4~5月分))の支援金では、病床を有する医療機関については、「光熱費分」と「食材料費分」を分けて支援単価を設定し、申請いただいておりますが、今回の支援金は、「光熱費分」と「食材料費分」を合算した額を支援単価として設定しております。

Q19 申請してから支給までの期間はどのくらいか。

- A 審査が終わり次第、順次、支給手続きを行います。概ね3、4か月程度かかります。提出資料の不備、申請の過剰集積があった場合は支給が遅れる場合があります。

Q20 今回の支援金に関する実績報告は必要か

- A 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。
ただし、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。

Q21 支援金は課税対象か。

- A 課税対象となります。詳細につきましては国税庁ホームページをご覧ください。管轄の税務署までお問合せください。